

## 東広島市農業委員会平成31年1月（第1回）総会議事録

- 1 開催日時 平成31年1月30日(水) 午後3時00分から4時10分まで
- 2 開催場所 市役所本館4階 402, 403会議室
- 3 出席委員 20人

### 本議席番号順

| 番号 | 氏名     | 番号 | 氏名     | 番号 | 氏名     |
|----|--------|----|--------|----|--------|
| 1  | 三見 昌嗣  | 2  | 小倉 亜紗美 | 3  | 長原 毅   |
| 5  | 森原 敏昭  | 6  | 岡本 義則  | 7  | 古本 啓之  |
| 8  | 脇坂 俊之  | 9  | 原 茂正   | 10 | 台川 洋子  |
| 11 | 杉本 源藏  | 12 | 加栗 建男  | 13 | 窪田 恒治  |
| 14 | 佐伯 隆弘  | 15 | 田辺 寿孝  | 16 | 黒川 克輝  |
| 17 | 小池 智慧登 | 18 | 古川 国昭  | 19 | 在間 千鳥  |
| 22 | 住井 正美  | 23 | 木原 省五  | 24 | 立川 万里子 |

- 4 欠席委員 3人

| 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名    | 番号 | 氏名     |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 4  | 清水 寿昭 | 20 | 瀬戸 則昭 | 21 | 岡土居 正弘 |

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 2番 小倉 亜紗美 委員 3番 長原 毅 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について

(5) 報告

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第3号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について

(6) その他

- (1) 農地利用意向調査の通知について  
(2) 平成31年度農業委員会総会開催スケジュールについて

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

|                      |         |  |
|----------------------|---------|--|
| 事務局長                 | 加二谷 達 雄 |  |
| 農地保全係長               | 定 井 芳 紀 |  |
| 農地係長                 | 法 専 信次郎 |  |
| 農地係主査                | 定 棟 香奈子 |  |
| 農地保全係主査              | 佐々木 照 之 |  |
| 農地係主任                | 津 山 隆 之 |  |
| 農地保全係主任主事            | 關 憲 次   |  |
| 生活環境部黒瀬支所地域振興課主査     | 浅 井 初 音 |  |
| 生活環境部福富支所地域振興課産業振興係長 | 貫 名 直 弥 |  |
| 生活環境部豊栄支所地域振興課主査     | 岡 本 美由紀 |  |
| 生活環境部河内支所地域振興課主査     | 木 村 ゆかり |  |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | <p>それでは、これより平成31年1月総会を開催いたします。<br/> これからは、着席の上で議事進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします<br/> す。</p> <p>在任委員数24人中21人のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。<br/> 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。<br/> 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定によりまして、2番の小倉委員さん、3番の長原委員さんをお願いします。<br/> 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。<br/> 会期は、平成31年1月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>   |
|         | <p>&lt; 異議なし &gt;</p>   |
| 議 長     | <p>それでは、会期は平成31年1月30日1日限りといたします。<br/> これより日程第3の議案審議に入ります。<br/> なお、1月でございますので、これから議案番号は1番からになりますことをご了承ください。<br/> それではまず、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。<br/> それでは、事務局の説明を求めます。</p>  |
| 定 棟 主 査 | <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。<br/> 議案第1号について説明いたします。<br/> 今月は21件の申請がありました。内訳は6ページをご覧ください。<br/> 田31筆、27,153.53㎡、畑4筆、2,799㎡、合計35筆、29,952.53㎡です。<br/> 内容については、座って説明させていただきます。<br/> それでは、1-1について説明します。<br/> ●の西1.3kmのところで、経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。<br/> 続いて、2-2について説明します。<br/> ●の南西1.8kmのところで、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人は、これまで地域の農事組合法人においてブドウを作付していましたが、このたび独立し、父から農地を譲り受け就農するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。<br/> 続いて、3-3、4-4について関連しますので、一括して説明します。<br/> ●の南西300mから450mのところで、交換のため、既に受人が耕作している申請地の所有権を移転するものです。交換により受人、渡人ともに作業効率がよくなるため、申請するものです。番号3-3、4-4の受人ともに3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。<br/> 続いて、5-5について説明します。<br/> ●から南西200mのところで、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。このたび、所有している持ち分2分の1全てを共有名義となっている受人に所有権移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。許可後は、全て受人の所有となります。<br/> 続いて、6-6、7-7について関連しますので、一括して説明します。<br/> ●の南西1kmのところで、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。<br/> 続いて、8-8について説明いたします。<br/> ●から北西1.3kmのところで、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人は、現在、青年就農給付事業の認定を受け、ネギ等の野菜を作付しています。その事業の要件の一つとして、このたび所有権移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。<br/> 続いて、9-9について説明します。<br/> ●の北東200mのところで、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受</p> |

|      |  |
|------|--|
| 定棟主査 | <p>人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、10-10について説明します。</p> <p>●の南西1.5kmのところで、経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、11-11について説明します。</p> <p>●の北西800mのところで、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。渡人は相続により申請地を取得しましたが、後継者もないため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、受人は所有農地を利用権により地域の法人に賃借していますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地1,907㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後に常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しております。</p> <p>続いて、12-12、13-13について関連しますので、一括して説明します。</p> <p>●の西700mから900mのところで、交換のため、所有権を移転するものです。交換により受人、渡人ともに作業効率がよくなるため、申請するものです。番号12-12には2人の労働力、13-13は受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、14-14と15-15について関連しますので、一括して説明します。</p> <p>●の南西700mから800mのところで、交換のため、既に受人が耕作している申請地の所有権を移転するものです。番号14-14、15-15ともに2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、16-16、17-17について関連しますので、一括して説明します。</p> <p>●の南西650mから730mのところで、交換のため、既に受人が耕作している申請地の所有権を移転するものです。番号16-16、17-17ともに2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、18-18について説明します。</p> <p>●の南90mから120mのところで、親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、19-19から21-21は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>●の西500mのところで、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は今回の申請により5,152.53㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。</p> <p>以上、21件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長  | <p>ただいま事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは、私が担当している申請番号2-2でございますけれども、これは先ほど事務局のほうから説明ございましたように、渡人と受人は親子で生前贈与という格好になります。受人の方はまだ三十五、六の若い方なんですけれども、別のところでブドウ園をやっておられます。今回、改めてまた独立するというので別の場所に3条として提出されたと、こういうことでございます。ご夫婦でやっておられます。条件的に見ますと、効率的に利用する要件としては十分に満たしておりますので課題はないものだと、こういうふうに思っております。</p> <p>皆様、何かございますか。</p>   |
|      | <p>&lt; なし &gt;</p>  |
| 議 長  | <p>ないようでございますので、それではこれより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。</p>  |
|      | <p>&lt; なし &gt;</p>  |
| 議 長  | <p>ないようでございますので、それではこれより採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | < 全員挙手 >   |
| 議長   | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 定棟主査 | <p>それでは、総会議案の7ページをご覧ください。</p> <p>議案第2号について説明します。</p> <p>今月は5件の申請がありました。内訳については、総会議案の9ページをご覧ください。田5筆、4,933㎡、畑2筆、621㎡、合計7筆、5,554㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、1-1について説明します。</p> <p>一般住宅への転用事案です。申請者は、●に居住しています。現在は借家に居住していますが、家族もふえ、手狭になってきたことから、実家に近い本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●の南100mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは平成30年11月12日付で除外済みです。</p> <p>続いて、2-2について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請者は、●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南東400mに位置する第3種農地です。</p> <p>続いて、3-3、4-4は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>農地改良のための一時転用事案です。申請者は●に居住し、白ネギの栽培をしています。申請地は道路と水路等に囲まれ、くぼ地の農地で水はけが悪く、白ネギ栽培に苦慮しています。そのため、かさ上げによる農地改良を行うため、本申請地を許可後3カ月間一時転用しようとするものです。なお、一時転用後も畑として利用する計画です。申請地は●の南西2.7kmに位置し、●地区として昭和51年度から平成2年度にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された農振農用地区域内農地です。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」として、農振農用地の不許可の例外に該当します。また、申請地は事前着工が見られたことから始末書を徴取し、農地法の手続及び工事の差し止めについて指導しています。</p> <p>それでは、5-5について説明します。</p> <p>太陽光発電施設への転用事案です。申請者は、●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電施設を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南1.3kmに位置する第2種農地です。</p> <p>以上、説明しました5件については、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから上程しました。今月上程しました番号1-1、3-3、4-4については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議長   | <p>ただいま事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんのほうから必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは、1-1、一応私の担当しているところでございますので簡単に説明をさせていただきます。</p> <p>これは先ほど事務局の説明がございましたように、息子さんになるんですけども、申請人は農振農用地しか持っておられませんので、そういう意味でこれはやもうえないということでございます。それから、周辺の農地状況等々については、土砂の流出について、これはコ</p>   |
| 議長   |  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>ンクリートで擁壁をつくられる。それから、排水も正規につくられるということなんで、周辺の農地等への被害防除の点からも問題はないというふうに思っております。</p> <p>それでは、皆さんのほうから、何かありますか。</p>  |
|      | <p>&lt; なし &gt;</p>  |
| 議 長  | <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。</p>   |
|      | <p>&lt; なし &gt;</p>  |
| 議 長  | <p>ないようでございますので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、8ページの1-1、3-3、4-4については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>  |
|      | <p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>  |
| 議 長  | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」のうち、8ページの1-1、3-3、4-4については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 津山主任 | <p>それでは、総会議案の10ページをご覧ください。</p> <p>議案第3号について説明します。</p> <p>今月は21件の申請がありました。内訳については、総会議案の16ページをご覧ください。</p> <p>田47筆、27,747㎡のうち転用面積27,480㎡、畑3筆、1,199㎡、合計50筆、28,946㎡のうち転用面積28,679㎡です。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、1-1について説明します。</p> <p>ごみステーション及び駐車場への転用事案です。受人は●に居住し、地区からごみステーションの管理を任されています。このたび借地利用してきたごみステーション用地を返却することとなり、地域で周辺用地を検討した結果、本申請地を適地と考え、地域の合意を得たため、申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南380mに位置する集団農地内の第1種農地です。本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請にかかる土地の周辺地域において居住する者の日常生活上（又は業務上）必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、ごみステーション設置の申請については、担当部局に提出され、受理済みです。</p> <p>続いて、2-2と3-3は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、●の南西1,500m及び2,400mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、4-4について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の東720mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、5-5について説明します。</p> <p>●によります仮設事務所及び駐車場への転用事案です。●は、●に居住しています。このたび統一地方選挙に向けて仮設の後援会事務所を設置するため、本申請地を平成31年4月30日まで一時転用しようとするものです。なお、一時転用後は畑に復元する予定です。申請地は、●の北東780mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、6-6について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび手狭となっ</p> |
| 津山主任 |  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>たことから本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●の北西830mに位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、7-7について説明します。</p> <p>共同住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび、本申請地に共同住宅1棟を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●の北220mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、8-8から13-13は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅への転用事案です。受人は●に本店を置き、建築業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅38棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●の西100mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>続いて、14-14について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●で廃棄物処理業を営む会社です。このたび現在賃借している駐車場が手狭となり、その隣接地を駐車場として整備するため、転用しようとするものです。申請地は、●の東1,060mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、15-15について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●に居住しています。このたび平成30年10月に農地法第5条許可申請し、許可となった太陽光発電施設について、進入路が変更されたことから本申請地を工事中は進入路として使用し、工事完了後は整備車両の駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●の南西300mに位置する第2種農地です。また、申請地は既に土が入っていたことから始末書を徴取し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>続いて、16-16について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●の南650mに位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、17-17から21-21は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>建売住宅への転用事案です。受人は●に本店を置き、不動産業を営む会社です。このたび本申請地に建売住宅34棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●の西510mに位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。</p> <p>以上、説明しました21件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号1-1、8-8から13-13、17-17から21-21については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、あわせてご審議をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま事務局から説明がございました。</p> <p>担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p>   |
|     | < なし >   |
| 議 長 | <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。</p>   |
|     | < なし >   |
| 議 長 | <p>それでは、質問がないようでございますので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、11ページの1-1、12ページの8-8から14ページの13-13、15ページの17-17から16ページの21-21については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>  |
| 議 長 |  |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | < 全員挙手 >   |
| 議長                   | <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、1-1、8-8から13-13、17-17から21-21までについては、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」を上程いたします。</p> <p>本件につきましては、11月意見交換会で農業振興委員会に事前検討をお願いしていましたが、検討の結果がまとまったということですので、杉本委員長さんよりご報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>  |
| 杉本<br>農業振興委<br>員会委員長 | <p>農業振興委員会委員長の杉本でございます。</p> <p>本委員会に「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」事前検討会の依頼があり、12月26日に農業振興委員会を開催し、協議検討した結果、意見がまとまりましたのでご報告をさせていただきます。</p> <p>まず初めに、別段の面積を設定した経緯と目的について、説明させていただきます。</p> <p>近年、本市においては管内全域で農業者の高齢化や担い手不足などにより、遊休農地等の増加が課題となっております。こうした中で、農業者が効果的かつ安定的に継続して経営ができることを最優先に考え、農地の権利移動の流動化を図り、新規就農者などを促進する目的で、平成29年2月から農地法施行規則第17条第2項により管内全域で30aに設定したものでございます。当時、設定に至った経緯を踏まえて、農業振興委員会で協議検討した結果でございますが、引き続き30aで設定するというとし、今後も継続して農地の利用状況や営農実態及び地域農業者の声など、現状を踏まえて検討をしていくという意見となりました。</p> <p>報告は以上です。</p>  |
| 議長                   | <p>杉本委員長さん、ご報告ありがとうございました。</p> <p>次に、事務局から本日配付しております資料の説明をお願いいたします。</p>  |
| 加二谷<br>事務局長          | <p>それでは、きょうお配りした資料の説明を、座って説明させていただきます。</p> <p>まず、資料1の下限面積と別段面積とはということについてを資料の1で説明させていただいております。農地を農地として売買などの権利移転をする場合には農業委員会の許可が必要となり、農地法第3条において権利取得後の農地の下限面積として、当県では50a以上となることが要件の一つとして決められております。そういう中で、遊休農地や担い手、新規就農者を受け入れる状況をますます推進していくということで、別段の面積を農業委員会独自で任意に設定することができるということになっておりますので、本農業委員会においても平成28年度に別段の面積の設定を行っております。それが資料の真ん中に四角で矢印がある部分でございますけれども、内容については設定前としております。現行の設定状況が矢印の向いた方向でございます。内容につきましては、市内全域を30aとして、あと空き家に附属した遊休農地に該当するという場合であれば1aということで農業委員会のほうで決定をされております。</p> <p>それと、今度は資料のその下の3番になりますけれども、別段の面積を設定した理由というものがございませぬけれども、(1)から(3)の目的で設定、検討されて設定したものでございます。</p> <p>それと、あと4になりますけれども、別段面積30aに設定した理由ということについても資料で説明させていただいておりますとおり、農業者が安定的かつ継続して農業経営できる最小限の面積というものが30aは最低必要だろうということで30aに設定、農業委員会の総会で決定されたものでございます。</p> <p>それと、その他の理由といたしましては、一番下になりますけれども、ぽち2つ書かせていただいております内容、これらの内容を含めまして農業委員の皆様で協議検討していただきまして、30aに決定したものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |



|                  |   |
|------------------|---|
| 議 長              | <p>農業振興委員会の委員の皆様方には、12月の多忙の中、ご検討いただきましてまことにありがとうございました。</p> <p>杉本農業振興委員長さんからのご報告、また事務局から配付資料での説明がございました。</p> <p>農業振興委員会の検討結果は、平成31年度も引き続き30 a に設定することとします。ただし、今後も継続して、農地の利用状況や営農実態及び地域農業者の声など、現状を踏まえてそれを検討していくということでございます。この検討結果を踏まえて、平成31年度の下限面積の設定について、本総会においてご審議の上、決定したいと思います。</p> <p>それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>各地域の関係もあり、その辺の皆様のご意見を。</p> <p>住井委員さん、何かありましたら。</p> |
| 住 井 委 員          | 500万円というのは、はずせばいいのに。認定農家を基準にしているからあるのでしょうか。   |
| 加 二 谷<br>事 務 局 長 | これはモデルケースということで、本市で今、言われたようなことで、当時こういうことも考えられるよということを前提に検討していただいたという状況のことを書かせていただいておりますので、この資料がどうのこうのというのではなく、まず状況の説明をさせていただいたものです。それはご理解いただければと思います。   |
| 議 長              | よろしいですか   |
| 住 井 委 員          | はい。   |
| 議 長              | そのほかに皆様のご意見はございませんか。  |
| 住 井 委 員          | それより空き家つきに人は入っているんですか。  |
| 加 二 谷<br>事 務 局 長 | 昨年議案に上げさせていただいて、1 a 指定について3件程度あって、その部分は大体もう農地が先か空き家が先かというのではなくて、大体セットでこういう形になっというんで、今の現状で言えば3件程度成果に繋がったと思うんですけど。  |
| 住 井 委 員          | 空き家バンクにはどれ位、登録しておられるのですか。空き家バンクというか、何かそういう組織があるが。   |
| 加 二 谷<br>事 務 局 長 | 建設部のほうの住宅課のほうで空き家バンクの登録の事務をやっておりますので、どれくらいあるかというのは私ども把握はできておりません。要はうちの1 a 指定をしてくれえという申し出にあわせて空き家バンクに登録してあるか、してなければ、してもらわにゃいけないという決まり事にしています。ですから、空き家バンクに登録申請をされていないものについては対象外になるので、今現状で言ったら、それをされたのが3件ぐらいうちに今出てきとるということで。バンク自体はそれ以上に登録されとると思います。  |
| 住 井 委 員          | 順序は先に空き家バンクへ、それから農業委員会へ来るといことですか。   |
| 加 二 谷<br>事 務 局 長 | 同時になると思います。どっちがどうということはないですが、うちのほうにまず最初に来られたら、登録依頼をし、住宅課へ行ってもらおうというようなこと。住宅課へ行かれて農地がついておれば農業委員会へ行ってくださいということで、最終的には空き家バンクに登録申請をされたものという条件があるのです。それをしてもらうのにどっちが先かというのはそのケースによって違うと思います。  |
| 議 長              | これは今事務局長が説明いたしましたけれども、建設部の住宅課の方で登録件数を持っておられます。ただ、持っておられますけど、先ほど言うように必ず住宅課を通してないと、農業委員会も1 a のほうの設定できません。だから、そういう意味で双方お互いに情報交換しながらやってるということで、去年3件ありました。だから、中には多い場合2,000㎡というのもありましたし、そういうのでお願いしたこともあります。これは他の市については、定住促進という意味で、とにかく空き家であれば、1 a でよいということもあります。実は、安芸高田市だとか、神石高原町などでは、その趣旨が多少違います。東広島市の場合には一応空き家は定住促進のみで考えてます。そういうことです。   |
| 議 長              | そのほか皆さんのほうから、何かご意見がありましたら。  |
| 田 辺 委 員          | <p>10番田辺です。</p> <p>先ほどの500万円の件ですが、土地が欲しい人は、町の人でも結構おっつてんですよ。黒瀬はこれまで40aでしたが、今30aです。500万円以上の経営所得とは、売り上のこと、利</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 田辺委員    | 益、どっちを言うの。  |
| 加二谷事務局長 | 所得ですから、経費を引いた残りが500万円ということです。   |
| 田辺委員    | ですが、利益がね。利益で500万円。これは3反で500万円というのは十分売れるもので、大根とか白菜ではとてもじゃないが500万円も出ndすよね。これはモデルケースと書いてあるけど、どこのモデルケースかね。何を植えたら、こんだけの利益が出るのかね。   |
| 加二谷事務局長 | 私が把握しとるのが、個人の方で野菜を栽培されるということで当時審議されとるということで、この情報があったもので出してくれています。その野菜でも2種類ほどの野菜を限定したもので、ハウレンソウと、ちょっと忘れてしまったのですけど、野菜を2種類ほどつくった場合のケースとして、当時これをベースにして考えられています。   |
| 田辺委員    | そういう計画出して、普通の大根を植えたら、こんなには絶対出ないですね。白ネギが良いから白ネギと言われるんですけど、ことしは半値ぐらいになつとるでしょう。そういうことで、何を植えたらこんだけのものが出るんかね。田んぼは3反ぐらい欲しい人はおつてndすよね。それを計画で、ハウレンソウ植えますというて書きゃええんじやけどね。大根植えますというて書いたら、結局は通らんわね。通らndeしょ。そこらどうかな。  |
| 住井委員    | 通らんことはないんで。   |
| 田辺委員    | ああそう。   |
| 加二谷事務局長 | 別段面積、下限面積というのが、要は許可後、経営面積が今の3,000㎡以上を確保するという一つの要件になるので、その作付するものについて何を植えるからというところまでの縛りはないんです。  |
| 田辺委員    | わかりました。   |
| 議長      | これ新規就農者の方々が、例えば今その所得が500万円という設定、この県の指導もありますけども、せめて500万円の所得がないと生活ができないだろうというのが本音です。そうすると、最低でも野菜をつくられて、何にするかは別個として、3,000㎡以上ないと、収益がないだろうなど、こういう絡みがあって、いろんな関係部署、県、それからJAさんも含め関係部署の中で一応そういう新規就農者の対応は考えてるというのが今までの経緯なんです。おっしゃったように、それでは何を植えればいいのか、大根かという話もあるけども、それは確かにおっしゃるとおりだと思います。ですから、やっぱり縛りもつくならきやいけない。かといって、余り大きくもできないし、新規就農者の方の流入も考えなきゃいけない。そういうところで折半をしながら考えていくというのが、今の基本だろうと思うんです。 |
| 小池委員    | 500万円というのは、もうかなり前から言うて、農林水産省のいわゆる法人設立をするときの要する目標、金額なんです。500万円は利益を出さないよというのがあって、それがずっと出てきて500万円、500万円というのが出てきとるというふうに私は思います。   |
| 議長      | ありがとうございました。<br>実際に500万円がすぐ取れるかといったら大変難しい問題だろうと思いますけども、ただそういう縛りもつくってこうということだと思いますので、小池委員さんがおっしゃった内容等も含めて、一つの数値、目標数値になると考えてください。<br>そのほか何かご意見がありましたら、ございませんか。  |
|         | < なし >  |
| 議長      | それでは、採決に入ります。<br>議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」は、原案のとおり平成31年度も、引き続き30aで設定することに賛成の方の挙手を求めます。  |
|         | < 全員挙手 >  |
| 議長      | ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）の設定について」は、原案のとおり来年度も引き続き30aを設定することに決定をいたします。<br>なお、今後も継続して農地の利用状況、あるいは営農実態及び地域農業者の声など、現状を踏まえ検討していくこととしますので、ご承知のほどをよろしくお願いいたします。  |

|            |   |
|------------|---|
| 議長         | <p>続いて、日程第4の報告に入ります。<br/>報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。</p>  |
| 法専<br>農地係長 | <p>報告第1号から第3号までを一括して説明いたします。<br/>本件は、東広島市農業委員会規程に基づいて専決処分したものです。<br/>内容は、着席にて説明いたします。<br/>報告事項の1ページから4ページをご覧ください。<br/>市街化区域内における農地転用届け出に関するもので、届け出により許可不要となる案件です。1ページから2ページは農地法第4条第1項第7号の規定による届け出を2件、3ページから4ページは農地法第5条第1項第6号の規定による届け出を3件受理いたしております。<br/>続いて、5ページから11ページをご覧ください。<br/>法務局からの農地の転用事実に関する照会に関するもので、地区担当委員さんとの現地調査の結果、6筆を農地、2筆を一部非農地、その他27筆について非農地との回答をいたしました。<br/>報告事項は以上でございます。</p>  |
| 議長         | <p>ありがとうございました。<br/>それでは、続きまして日程第5のその他に入ります。<br/>1つ、農地利用意向調査の通知について、事務局のほうから説明を求めます。</p>  |
| 佐々木<br>主査  | <p>議長、事務局佐々木です。<br/>本日お配りしております資料1をご覧ください。よろしいでしょうか。<br/>昨年の農地利用状況調査、通称農地パトロールにおきましては、真夏の猛暑に大変な豪雨災害も重なり、公私ともに大変な状況の中でご協力をいただきまして、どうもありがとうございました。委員の皆様方からご報告をいただきました確認表や地図などに基づきまして、また事務局において航空写真などでの確認と検討も加えることで、新規に発生しましたA分類の遊休農地、ほかの言い方ですと再生可能な荒廃農地というものを確定いたしました。最終的な数字では、市内全体で約150筆、面積では約8haの遊休農地が今年度新たに発生ということになります。それらの農地につきまして、所有者もしくは相続人の方に対しまして定められた様式を郵送することにより、現在農地利用意向調査を行っているところでございます。この調査に対する回答につきましては、その意向内容によって仕分けを行い、広島県農地中間管理機構に対しての通知も今後行ってまいります。<br/>なお、昨年度までの遊休農地の一部については、前回の意向調査後に保全管理などが行われ解消したケースも確認されており、今年度の数字と合わせて加除した結果、現在本市の遊休農地A分類につきましては全体で約80haとなっております。また、B分類、つまり非農地レベルに荒廃してしまった農地についても、同様に集計を進めております。現在のところ、今年度約450筆、面積で約25haが増加し、これまでに非農地判断を行った筆を差し引いても合計で約130haに達している状況です。これらにつきましては、今後また非農地判断を行っていくこととなりますので、委員の皆様におかれましては引き続きご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。<br/>そのほか、不作付地等につきましても、現在集計作業を続けております。A分類、B分類とあわせ、最終的な筆別明細などにつきましては推進委員の方々を含めた今年度最後の全体研修会を2月下旬に計画しておりますので、そこでお渡しできるようにと考えております。いましばらくお待ちいただければと思います。<br/>事務局からは以上です。</p> |
| 議長         | <p>集計作業が大変だったろうと思います。お疲れでございます。<br/>ただいまの説明について、何かありましたらご発言をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。田辺委員さん、何かありますか。</p>  |
| 田辺委員       | <p>ないです。</p>  |
| 議長         | <p>それでは、ほかにはないようでございますので、それでは引き続きまして2番の平成31年度農業委員会総会開催スケジュールについて、事務局のほうから説明をお願いします。</p>   |

|              |   |
|--------------|---|
| 定井農地<br>保全係長 | <p>それでは、平成31年度総会スケジュールについて説明をさせていただきます。</p> <p>お配りをしております資料2、平成31年度農業委員会総会開催予定日及び会場とある資料をご覧ください。</p> <p>この表には、本日の総会を含めました平成31年1月から平成32年3月までの総会の予定日等を記載しておりますので、今後のスケジュール等の参考にしていただければと思います。この表の中で、この3月28日木曜日に開催予定の総会ですけれども、会場の都合等によりまして8階の会議室の利用予定となっております。</p> <p>また、4月の総会ですけれども、総会終了後に農地利用最適化推進委員さんとの合同研修会を予定しておりますので、会場を広島中央農協さんの会議棟で行う予定としておりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>また、ここに掲載いたしました総会の開催場所や時間につきましては、あくまで現時点での予定ということですので、今後変更の可能性があります。これについても、あらかじめご承知おきいただければと思います。</p> <p>それから、続きまして口頭での報告となるんですけれども、農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんとの今年度の最後の合同研修会、これを来月の2月26日火曜日の午後から予定しております。場所は、前回の研修会と同様、広島中央農協さんの会議棟をお借りする予定でございます。研修の内容といたしましては、今年度の農地パトロールの結果報告、これを事務局のほうからさせていただきますので、その後、各地区協議会に分かれていただいて、今年度の活動内容等についての振り返り、それから来年度に向けた取り組み方針等につきまして協議、ご検討いただくようなことを予定しております。開催通知につきましては、2月上旬に発送する予定でございます。</p> <p>最後に、資料3、平成30年度農業委員・農地利用最適化推進委員及び農業経営者研修会の開催と記載のある資料をご覧ください。</p> <p>これは広島県農業会議所から研修会の開催通知がありましたので、皆様にご案内をさせていただきます。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、それから農業経営者の方を対象とした研修会で、内容等につきましては2枚目に記載しております開催要領のとおりでございます。この研修会への参加者の取りまとめを事務局で行いますので、参加される場合には参加確認表、またはお電話でも結構ですので2月20日水曜日までに事務局へご連絡いただければと思います。なお、農地利用最適化推進委員さんへは昨日郵送にて発送をさせていただいております。</p> <p>その他の報告につきましては以上でございます。</p> |
| 議 長          | ただ今の事務局の説明について何かご質問がありましたらお願いします。   |
| 議 長          | <p>それでは、佐伯委員さん、いろいろとご迷惑ばかりおかけしますが、会場の方よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>そのほかありませんか。</p>   |
| 岡本委員         | 配布資料の中で、JAの会議室へは全員入りますか。  |
| 加二谷<br>事務局長  | 前回もお願いさせていただいて、今回も4部屋ほど通して使わせてもらうように佐伯委員さんのほうでご配慮いただいておりますので、それは大丈夫です。ただ、駐車場の関係で、また農業委員さんにはこっちです、推進委員さんはあちらですというような、ちょっとご迷惑をかけるようなことはあると思うのですが、またその件はご了承いただければと思います。  |
| 議 長          | <p>これでよろしいですか、岡本委員さん。</p> <p>JAさんの会議室は随分広いスペースがあり、現時点ではあれだけ入る場所がないんです。済みませんが、佐伯委員さんにはご迷惑をおかけします。</p> <p>何かございますか。</p>   |
| 長原委員         | <p>3番の長原です。</p> <p>要望なんですけど、4月から統一地方選挙が、県議、市会議員、参議院かな。ありますよね。それで、農業委員は准公務員という位置づけになつとるんですよね。そういうことで、選挙運動について多分規制があると思います。そういうことを農業委員さんなり、推進委員さん、ちょうど2月26日にあるようですから、そのときに選挙運動のあり方、あるいはこう</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
| 長原委員      | いうことをやっちゃいけないとか、いろんな問題があると思いますんで、そういう研修を30分でもいいですから、やって意識統一をしとかんと、変なことで起こったら大変なことになるんで。ちょっとその研修みたいなものをしていただければと思っておりますのでご検討お願いいたします。農業委員会事務局ではできないのであれば、選挙管理委員会の職員の方でも出ていただいて、選挙の話をしていただければと思います。要望でございます。 |
| 議長        | 要望はありがとうございました。それから、4月と、7月は今度は参議院で同時選挙になるかもわかりません。ありがとうございました。<br>その件については、事務局で検討いたします。<br>ほかにはありませんか。   |
| 委員        | これ平成32年度って書いてるけど、変わりますよね。これもう一遍つくり直しでもらえるんですかね。これ年号皆入っとるが。   |
| 議長        | 年号の改号がありますけども、今は不明ですので、以降も平成31年です。今後、かえるならかえるとして、現時点では一応了解してください。  |
| 議長        | 委員の皆さんから何かいい案があったら、総務省ですかね、上げてみてください。  |
|           | < なし >   |
| 議長        | それでは、そのほかないようでございますので、次回の総会について森原会長職務代理者さんのほうからご説明をお願いいたします。   |
| 森原会長職務代理者 | それでは、次回2月総会は2月28日木曜日午前9時30分から、本庁4階会議室402、403号室で予定しておりますので、ぜひご出席のほどお願いいたします。  |
| 議長        | 委員の皆様方には、長時間にわたりましてご審議まことにありがとうございました。<br>以上で1月の総会を閉会いたします。  |

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 2番 小倉 亜紗美 委員 3番 長原 毅 委員